

平成26年2月吉日

ご依頼者 各位

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

消費税改正に伴うお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（消費税法改正法）が成立し平成25年10月1日の閣議で平成26年4月1日から消費税率の8%への引上げが決定されました。

これに伴う当協会における消費税の取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 平成26年4月1日以降に完了する試験・調査研究等に係る消費税率は、8%となります。
2. 既に現行税率5%にてご予約・お支払済のお取引でありましても、完了時期が平成26年4月1日以降となるものにつきましては、別途、新税率8%と現行税率5%の差額をお支払いいただくこととなります。

(注) 試験事業の場合の完了時期は、試験成績表(又は同型成績表)を発行した日となります。